

インボイス制度特集 第1回

～全青色「免税事業者向けインボイスリーフレット」より抜粋～

令和5年10月からインボイス制度がはじまります

免税事業者の皆さん、どうするか決まりましたか？

令和5年4月現在
(青色申告会員用)

これまで消費税の申告をしたことがない事業者の皆さんであっても、インボイス制度がはじまると消費税の申告が必要になるかもしれません。インボイス(適格請求書)とは何なのか、ご自分のお仕事にどんな影響があるのかを理解して、必要な対応をすすめてください。

1. インボイスとは？

- これまでの請求書や領収書などに「インボイス発行事業者の登録番号」「適用税率」「税率ごとに区分した消費税額等」を書きくわえたものをインボイスといいます*1。
- インボイスとは、別の言い方をすれば、売る人が買う人に正しい適用税率や消費税額などを伝えるための請求書や領収書などです。

※1 小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業など不特定かつ多数の人に販売などをおこなう事業は、相手先名を省略するなどした簡易インボイス(適格簡易請求書)を発行できます。

領収書	
白色商店 御中 ①	青色商店 ② 登録番号 T 1234567890123
◇年◇月◇日 ③	
牛肉 2 kg ★ ④	5,400円
割りばし 4箱 ④	5,500円
合計 10,000円	消費税 900円
10%対象 5,000円 ⑤	消費税 500円 ⑥
8%対象 5,000円 ⑤	消費税 400円 ⑥
「★」は軽減税率対象であることを示します	

《インボイスの記載事項》

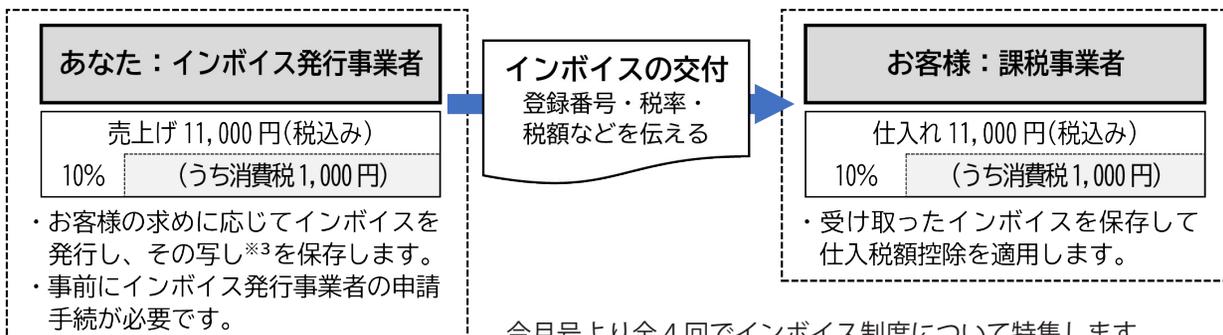
- ① 受領者の氏名または名称
- ② インボイス発行事業者の氏名または名称および登録番号(Tのあとに13桁の数字)
- ③ 取引年月日
- ④ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨を含む)
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜きまたは税込み)および適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

2. 免税事業者のままではインボイスを発行できません！

- インボイスを発行できるのは、登録を受けた課税事業者(インボイス発行事業者)です*2。
 - 免税事業者のあなたも登録すると課税事業者になるため、消費税の申告が必要になります。
- ※2 申請した事業者には、登録番号などが記載された通知書が税務署から交付されます。請求書や領収書などに登録番号などの事項を記載すればインボイスを発行することができます。

3. インボイス発行事業者はインボイスの写しの保存が必要です！

- インボイス発行事業者には、交付したインボイスの写し*3を保存する義務があります。
- ※3 写しとは、交付した書類そのものの複写に限らず、例えば、レジのジャーナルや複数のインボイスの記載事項に係る一覧表、明細表なども含まれます。



今月号より全4回でインボイス制度について特集します。
次回は、「免税事業者の登録申請手続きについて」などをお伝えします。

詳しくは、税理士個別相談会をご利用ください。ご予約は ☎ 381-3135 まで